

海外経済要録

国際機関

◇ IMF理事会、補完的信用供与制度の創設を決定

1. IMF理事会は8月29日、深刻な国際収支の不均衡に直面しているIMF加盟国への中期金融を目的とした補完的資金供与制度(Supplementary Financing Facility)の創設を決定、同日その旨を公表した。これは、4月28、29日のIMF総務会暫定委員会における合意(5月号「要録」参照)に基づき、その後の細部検討を踏まえて成案を得るに至ったものである。制度の概要は次のとおり。

(1) 利用国

深刻な(serious)国際収支の不均衡(①本国クォータとの対比でみて大幅、かつ②その調整にクレジット・トランシュ利用期間<3～5年>を超える長期間を要するような不均衡)に直面している加盟国。

(2) 利用方法・条件

補完的資金は、高次クレジット・トランシュ引出しに関するスタンド・バイ取決めまたは拡大信用供与取決め(注)の下で供与されるが、その際利用国はIMFに調整策の実施計画を提示したうえで、分割引出し(phasing)により資金を入手する。

(注) 拡大信用供与措置とは、構造的な要因により、長期にわたる国際収支の悪化に悩む開発途上国に対し、スタンド・バイ形式によりクォータの140%までの資金を供与(利用期間は最長8年)するもの(昭和49年10月号「要録」参照)。

(3) 利用期間

イ. 取決め締結可能期間

原則は2年間。ただし、同期間終了前に、あるいは2年以内に第7次増資が発効した場合にはその時点で見直す(見直しの結果、同期間を延長するとしても、最長1年間とする)。

ロ. 取決めに基づく分割引出し期間

通常1年超2年以内、場合によっては最長3年。

ハ. 返済期間

各引出しから遅くとも3年半後に始まる半年ごとの均等分割返済により7年以内に完済。

(4) 利用可能額

イ. 高次クレジット・トランシュ引出し取決めに基づく場合

利用可能総額…第6次増資発効前はクォータの102%、第6次増資発効後はクォータの

102.5%。

各トランシュ引出しとの同時利用可能額…以下のとおり(クレジット・トランシュの単独先行利用も認められる)。

① 第6次増資発効前

	(単位 クォータ比・%) クレジット・ トランシュ利 用可能額	左に付随する 補完的資金利 用可能額
第1次トランシュ	36.25	—
第2次	36.25	34
第3次	36.25	34
第4次	36.25	34
合計	145.0	102

② 第6次増資発効後

	(単位 クォータ比・%) クレジット・ トランシュ利 用可能額	左に付随する 補完的資金利 用可能額
第1次トランシュ	25.0	12.5
第2次	25.0	30.0
第3次	25.0	30.0
第4次	25.0	30.0
合計	100.0	102.5

ロ. 拡大信用供与取決めに基づく場合

利用可能総額…クォータの140%(拡大信用供与利用可能限度額と同額)。

拡大信用供与の分割引出しの際の同時利用可能額…拡大信用供与の分割引出し額と同額(拡大信用供与の単独先行利用も認められる)。

(5) 特別の事情がある場合における追加利用

特別の事情がある場合(in special circumstances)には、上記(4)の限度を上回る金額の補完的資金の追加利用が可能。

(6) 金利(charge)

IMFの拠出国からの調達金利(後記)に、①引出し後3年半以内は0.2%、②引出し後3年半経過後は0.325%をそれぞれ加えたものとする。

(7) 発効要件

本資金供与制度は、①6以上の拠出者が各5億SDR以上の拠出コミット取決めをIMFとの間で締結し、かつ②拠出コミット取決め総額が77.5億SDR以上に達した時点で発効。

2. なお、同時にこの補完的信用供与制度実施に伴うIMFの資金調達措置の概要も明らかにされたが、それによると、すでに資金拠出を予定している国およびその拠

出予定額は、次表のとおり。

先進工業国		O P E C 諸国	
国名	拠出予定額 (ウエイト)	国名	拠出予定額 (ウエイト)
ベルギー	150百万 SDR (1.8%)	イラン	685百万 SDR (8.1%)
カナダ	200 (2.4)	カタール	100 (1.2)
西独	1,050 (12.4)	サウジ・アラビア	2,150 (25.5)
日本	900 (10.7)	ヴェネズエラ	450 (5.3)
オランダ	100 (1.2)	アラブ首長国連邦 (アブダビ)	150 (1.8)
スイス	650 (7.7)	クウェート	400 (4.7)
米国	1,450 (17.2)	ナイジェリア	未定 (注) (—)
小計	4,500 (53.3)	小計	3,935 (46.7)
合計 8,435百万 SDR (100%)			

(注) ナイジェリアは拠出予定額未通知。

また、この調達資金に対する IMF の支払い金利は、差当り78年6月30日までは7%とし、その後は、期間5年もの米国政府証券の利回りを基礎として半年ごとに調整する(ただし、同利回り直近の1/2%刻みに切上げ)こととされている。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

1. 連邦準備制度理事会は8月29日、12連銀のうちフィラデルフィア等7連銀が公定歩合を5.25%から5.75%に引上げ、同30日から実施することを承認した旨発表した(ニューヨーク連銀は翌31日に、またボストン等残る4連銀も9月2日にそれぞれ同率引上げ)。今回の公定歩合変更は昨年11月の引下げ(5.5→5.25%)以来9か月ぶり、また引上げ措置としては74年4月(7.5→8%)以来3年4か月ぶりのことである。

2. 今回の公定歩合引上げについて同理事会は、次のような趣旨のステートメントを発表した。

「今回の措置は、最近における加盟銀行の連銀借入急増(<平残>7月第4週3億ドル→8月24日週17億ドル)にかんがみ、公定歩合を短期市場金利と均衡する水準にまで引上げることによって加盟銀行の連銀借入意欲を抑制しようとする技術的な調整措置であり、金融政策上の方針変更を意味するものではない。」

◇米国、エネルギー省を新設

カーター大統領は8月4日、「エネルギー省設置法(Department of Energy Organization Act)」に署名した。同法は、深刻なエネルギー問題に対処するためには、

これまで連邦エネルギー庁、連邦電力委員会等関係各省庁に分散していたエネルギー関連の行政権限を統合し、エネルギー政策運営の一元化を図る必要があるとして、カーター大統領がかねて提案していたもので、同法の成立に伴い来たる10月1日から連邦政府の12番目の省としてエネルギー省が発足することとなった(省の新設は1966年の運輸省設置以来11年ぶり)。

エネルギー省の機構および主な機能は次のとおり。

- (1) 長官(初代長官にはシュレジンガー大統領補佐官が就任予定)、次官(2名)の下にエネルギー供給方式や研究開発、核廃棄物処理、国際エネルギー政策、エネルギー節約問題などを担当する次官補(8名)が置かれる。
- (2) 同省は連邦エネルギー庁(FEA)、連邦電力委員会(FPC)、エネルギー研究開発庁(ERDA)の3機関の機能(注)を全面的に受継ぐとともに、商務省(これまで産業のエネルギー節約計画を担当)、住宅都市開発省(同じく建物に対するエネルギー節約基準の設定を担当)等が有するエネルギー関連の行政権限も委譲される。
- (3) また省内に独立機関として5名の委員(大統領が指名し、上院の承認が必要。任期4年)で構成される連邦エネルギー規制委員会(Federal Energy Regulatory Commission)を設置する。同委員会には①天然ガス・電力の価格設定権、②石油価格規制の変更についての監督権などが付与される。

ただし大統領が非常事態と認めた場合、エネルギー省長官は本委員会に計ることなく石油価格に関する決定を下すことができる(この決定に対しては議会が拒否権を持つ)。

(注) 連邦エネルギー庁(Federal Energy Administration)は石油価格の規制等を実施するため1974年に設置された機関である。また連邦電力委員会(Federal Power Commission)は

1921年に創設され、天然ガス・電力の州際(interstate)取引価格の規制、水力発電計画の認可、電力会社の合併等の規制などについての権限が付与されていた。

欧州諸国

◇EC共同フロート参加各国、フロート通貨間の市場介入点の一部調整等を決定

1. EC共同フロート参加各国の蔵相、中央銀行総裁は、スウェーデン政府の要請に基づき8月28日フランクフルトにおいて臨時会合を開き、スウェーデンの共同フロート離脱および、その他の共同フロート通貨間の市場介入点を一部調整すること(8月29日から実施)で合意した旨を発表した(注)。

(注) 最近におけるEC共同フロート通貨の調整時期は次のとおり。

1. 1976年10月17日(51年11月号「要録」参照)。
2. 1977年4月1日(52年5月号「要録」参照)。

2. 今次措置に関してブンデスバンクが発表したプレス・コミュニケの概要は次のとおり。

(1) 共同フロート参加国の蔵相、中央銀行総裁はスウェーデンの共同フロート離脱につき合意に達した。本措置は同国の最近における国際収支および外貨準備の動向にかんがみとられたものである。スウェーデン政府は同国が国際収支面での均衡を回復し次第再び共同フ

ロートに参加する意向である旨表明した。

(2) スウェーデンを除く共同フロート参加5か国は、今後共同フロート体制を維持するが、ノルウェーおよびデンマークは従来の基準介入点を5%引下げる。各国中央銀行発表による新介入点は別表のとおり。

◇西ドイツ、6%もの連邦鉄道債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は8月12日、本年3回目の連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、最近の債券相場の好調を映じて、その表面利率は6%と1969年2月以来の低水準となっている(国別動向参照)。

発行額 800百万マルク

表面利率 6%

期間 10年

発行価格(対額面金額比) 99.5%

売出し期間 8月17日～19日(ただし上記発行額中75百万マルクについては、ドイツ交通信用銀行が直接引受け、さらに125百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

◇ブンデスバンク、最低準備率の引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは8月25日の中央銀行理事会におい

各国中央銀行の新介入点

中央銀行名		ブンデス バンク	ベルギー 中央銀行	オランダ 銀行	デンマーク 中央銀行	ノルウェー 中央銀行
通貨名		D.M.	B.Fr.	D.Gl.	D.Kr.	N.Kr.
D.M. 100マルクにつき	上限	/	1,576.50	108.70	277.555	244.040
	基準		1,541.42	106.286	271.381	238.611
	下限		1,507.125	103.925	265.345	233.303
B.Fr. 100ベルギー・フランにつき	上限	6.635	/	7.0520	18.0065	15.8322
	基準	6.4875		6.89531	17.6059	15.48
	下限	6.343		6.7420	17.2145	15.1356
D.Gl. 100オランダ・ギルダーにつき	上限	96.225	1,483.25	/	261.14	229.608
	基準	94.086	1,450.26		255.332	224.50
	下限	91.995	1,418.00		249.655	219.506
D.Kr. 100デンマーク・クローネにつき	上限	37.685	580.90	40.055	/	89.9253
	基準	36.8485	567.99	39.1467		87.9247
	下限	36.030	555.35	38.2925		85.9686
N.Kr. 100ノルウェー・クローネにつき	上限	42.865	660.70	45.5575	116.32	/
	基準	41.9092	646.00	44.5435	113.734	
	下限	40.975	631.625	43.5525	111.205	

て、最低準備率を現行水準比10%引下げる(解放資金約45億マルク、9月1日実施)とともに、再割引わくを20億マルク拡大(200→220億マルク、即日実施)する旨決定、発表した。

2. 同理事会終了後の記者会見において、エミンガー総裁は要旨次のとおりコメント。

「本措置は、銀行への中央銀行通貨供給を、このところ増加が目立つロンパード貸付や売り戻し条件付手形買オペレーションから、より持続的なペースへ置換えるためにとられたものであり、9月に予想される納税資金需要の増すは本決定の一つの契機をなしたに過ぎない。本措置の結果、長期金利をも含めた金利低下の持続が期待されようが、現在の景気回復の遅れは金融政策の効果が直接には及び難い構造的側面を強くもっているため、政府は財政上の景気刺激策を早急に決定すべきである」。

◇フランス、鉄鋼業界再建のための具体策を決定

フランス政府は8月17日の閣議において、2月23日発表した鉄鋼業界再建に関する基本方針(3月号「要録」参照)に基づいて、概要以下のような具体策を決定した。

- (1) 金融援助……鉄鋼業界の2大グループ、Denain-Nord-Est-Longwy(鉄鋼会社Usinorの持株会社)およびMarine-Wendel(鉄鋼会社Sacilor, Sollacの持株会社)に対し、設備近代化、生産能力増強により国際競争力を確保させることを目的として、経済社会開発基金(Fonds de développement économique et social 略称F.D.E.S.)から各々5億フラン、8億フランの資金援助を行う。
- (2) 監督委員会の設置……上記貸付資金の使用状況の監査はもとより、雇用契約、資本参加、利益配分、業界再編等当該企業の経済活動全般を監督するため、大蔵省、商工省、労働省代表を含む監督委員会を発足させる。なお同委員会の委員長(前労働大臣のCamous氏が任命された)は、委員会運営の全権を委任され、また当該企業の役員会等における発言権を保障される(議決権はない)。
- (3) なお、今回の決定の有効期間は向う5年間とする。

◇フランス、財政面からの景気振興策を決定

1. フランス政府は8月31日の閣議において個人消費のてこ入れ、民間設備投資の促進、不況業種援助等からなる一連の景気振興策を決定、発表した。

今回の措置の概要は次のとおり。

- (1) 学齡児童手当引上げ……個人消費でてこ入れの観点から学齡児童に対する給付金(対象は15歳未満の児童2

名を有し、年間所得総額3,200フラン以下の家庭)を年額300フラン(154→454フラン)引上げる(対象者数約5.1百万人、所要負担額約15億フランについては、うち2.3億フランを国庫が、残額を社会保険会計が各々負担する。9月末～10月初支出予定)。

- (2) 民間設備投資対象優遇貸付の増わく……設備投資を促進するためCrédit Nationalを通ずる大企業向け中長期低利融資わくを10億フラン増わく(20→30億フラン、増わくのうち%は中期資金融資、%は長期資金融資に充当の予定。4月号「要録」参照)する。
- (3) 景気調整基金の取崩し等……住宅・公共投資関連業種のでこ入れのため、景気調整基金(Fonds d'action conjoncturelle)から9億フランの取崩しを行う(うち1.9億フランは直ちに、2.5億フランは年末に、残り4.6億フランは年明け後に実行する。8月号「要録」参照)。また地方公共事業等の促進を図るため、地方自治体に対し国庫から5億フランの貸付を行う(注)。

(注) 地方自治体に対しては、別途すでに7月に、国立農業信用金庫の地方自治体向け融資のうち5億フランについて貸出準備率高率適用制度の対象外とされていた。8月号「要録」参照。

- (4) 民間住宅投資の促進……民間住宅投資の促進を図るため、政府系金融機関が行う住宅貸付の条件を緩和(貸付に際しての基準としている標準家賃住宅<habitation à loyer modéré>の建築価額上限を5%引上げ)することにより貸付対象範囲を拡大する。

2. 本措置につき、ジスカールデスタン大統領は概要次のとおり説明している。

「昨年9月のインフレ克服計画(パール・プラン)実施以来1年を経過した現在、フランス経済はフラン相場の安定、貿易収支の改善等その最も重要な目標のいくつかをほぼ達成しつつあるほか、物価についても先行きの見通しは決して暗いものではない。こうした状況から、従来の政策基調は継続することを前提としたうえで、残る問題、すなわち経済の拡大と失業問題に政府として対処することが可能になった」。

◇フランス、公定歩合を引下げ

1. フランス銀行は8月31日、公定歩合を1.0%引下げ(10.5→9.5%)、即日実施する旨決定、発表した。今次改定は76年9月23日に引上げ(9.5→10.5%)を実施して以来のものである。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート<76年9月23日以降適用>)。

基準割引歩合	9.5%(10.5%)
証券担保貸付	10.5~12.0%(11.0~13.0%)

輸出関係手形

短期手形	10.5%(10.5%、据置)
中期手形	
EC諸国向け	9.5%(10.5%)
その他諸国向け	4.5%(4.5%、据置)
大蔵省証券買入利率(注)	4.0%(4.0%、据置)

(注) 償還までの残存期間が3ヵ月以内の現物債の買入れ利率。現物債は主として個人で消化されているため、金融政策上の意義は薄い。

2. フランス銀行によれば今次引上げは、景気停滞色が強まりつつある一方、フラン相場の安定、貿易収支の改善、マネーサプライの伸び率鈍化等、昨秋来実施してきた引締め策の効果が現れ始めていること、および、近隣諸国の金利が低下し、今回公定歩合を引下げてもフラン相場にさしたる悪影響は生じないとみられるに至ったこと等をながめ決定されたもので、8月31日、同時に発表された政府の財政面からの景気振興策(「要録」別項参照)に呼応するものであるとしている。

◇フランス、市中貸出金利を引下げ

Crédit Industriel et Commercial は8月31日、フランス銀行による公定歩合の引下げ(10.5→9.5%、8月31日実施)を受け、同行の短期貸出基準金利を0.3%引下げ(9.6→9.3%)9月1日から実施する旨発表、他の市中銀行も直ちにこれに追随した。また他の一連の貸出金利も同率引下げられた(年商200百万フラン以上の一流企業向け金利：商業手形割引歩合10.6→10.3%、当座貸越11.05→10.75%など)。

なお、今次引下げは、昨年9月27日公定歩合の1%引上げ(9.5→10.5%)に追随して0.4%の引上げを実施して以来のものである。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利を引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は8月9日、英蘭銀行の最低貸出歩合の低下(8月5日、8→7.5%)に追随し、貸出基準金利を0.5%引下げた8%とした(7日もの通知預金金利についてはこれまでの累次引下げに伴い住宅金融会社の出資金預入金利等他の貯蓄手段との金利格差が拡大している状況下、今回は4%に据置<本年5月3日以来>)。

◇英蘭銀行、増加率ベースの特別預金制度の適用を停止

1. 英蘭銀行は8月11日、増加率ベースの特別預金制度

(76年11月発動、77年5月適用期間延長<51年12月号、52年6月号各「要録」参照>)の適用を一時停止する旨決定し、全銀行(北アイルランド系銀行を除く)および割賦販売金融会社に対し以下のように通達した。

- (1) 大蔵大臣の同意を得て、上記制度の適用を当分の間停止する。
- (2) 本制度は今後予告なしに再発動でき、その場合、基準時点は再発動の発表日以前の適当な時点を新たに設定できる。
- (3) 貸出の質的規制に関する76年7月22日付通達(製造業向けおよび輸出拡大・輸入抑制に資する資金供給の優遇、その他目的の貸出自粛、51年8月号「要録」参照)を引続き遵守されたい。
2. 本措置は、同制度の対象となる利付債務の増加テンポが鈍く(7月時点で基準増加率4.5%に対し実際には-1%)、その存在意義が薄れていることにかんがみ実施されたものとみられており、英蘭銀行も「金融政策の変更ではなく技術的措置にすぎない」とコメントしている。

◇英蘭銀行、為替持高規制を緩和

1. 英蘭銀行は8月25日、銀行の為替持高規制を以下のとおり緩和する(9月1日以降実施)旨決定し、公認為替銀行に通告した。

- (1) 旧規制の持高限度額は外貨直先総合ポジションおよび外貨先物売持ポジション・カバーのための外貨直物買持ポジション(外貨直買先売スワップ)の2本建で設定されていたが、今後はこれを1本に改め、外貨直先総合ポジションの絶対額と外貨直買先売スワップとの合計額が新たに設定する限度額を超えてはならない扱いとする(毎日規制であることは不変)。
- (2) 新限度額は従来の2本建持高限度額の合計額(ポンド表示)を、1ポンド当り2ドルの換算率でもって換算したドル表示額とする(注)。

(注) 持高限度額は個々の銀行別に設定されており、ちなみに最小ランクの銀行の新旧持高限度額を比較すれば次のとおり。

	旧	新
外貨直先総合ポジション(絶対額)	5万ポンド	30万ドル (5万ポンド+10万ポンド)×2
直買先売スワップ	10万ポンド	

2. 本措置は、昨年春以降のポンド相場的大幅下落に伴い旧限度額が外貨建でみると実質的にかなり縮小する結果となったため、それを補い、また最近の為替市場が安定していることから、直先総合持高および直先スワップ限度額を、1本の共通わくとすることにより、銀行の為

替操作にさらに若干の弾力性を付与することを目的に、実施されたものとみられている。

◇イタリア、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は8月26日、公定歩合を1.5%引下げて11.5%とし、29日より実施する旨決定した。なお、イタリアの公定歩合の変更は、6月13日の引下げ(15→13%)につき、年初来2回目である。新レートは以下のとおり(カッコ内旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引 11.5%(13%)、ただし高率適用(注)の場合は14.5%(16%)

貸付歩合

通常貸付 11.5%(13%)
債券担保特別短期貸付 11.5%(13%)、ただし高率適用(注)の場合は最高14.5%(16%)

(注) 高率適用の方法については、6月号「要録」参照。

2. 今次引下げ措置の背景につきイタリア銀行パuffy総裁は、「物価上昇率の鈍化および国際収支の改善傾向にかんがみ決定されたものであり、そのねらいとするところは短期市中金利を適度に引下げることにより最近落込みを見せている鉱工業生産を刺激することにある」と説明している。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートの引下げを決定

イタリア銀行協会は9月1日、8月29日のイタリア銀行の公定歩合引下げ実施(「要録」別項参照)に呼応してプライム・レートを17.0%(従来18.0%、18.5%)に引下げ、即日実施する旨発表した。なお同レートは前回の引下げ時(7月1日、7月号「要録」参照)以来通常貸付レート(18.5%)、輸出信用等にかかわる優遇貸付レート(18.0%)の二本建てとなっていたが、後者については最近における国際収支の動向にかんがみ今回は採用しないこととしたため、プライムレートは再び一本建てとなった。

◇スウェーデン、流動性比率を一部引下げ

1. スウェーデン中央銀行は8月4日、商業銀行に対する流動性比率を次のとおり一律2%引下げる旨発表した(カッコ内は旧比率<4月号「要録」参照>、流動性比率の算出方法については、51年7月号「要録」参照)。

商業銀行

うち Post-och Kreditbanken(資金量最大)
26%(28%)

Skandinaviska Enskilda Banken および
Svenska Handelsbanken(同2、3位)

23%(25%)

中位各行 20%(22%)

その他 19%(21%)

なお、貯蓄銀行・農業金融機関は次の水準で据置。

うち大手行 24%(据置)

中小行 23%(ク)

2. 今次措置につきスウェーデン中央銀行では、「スウェーデン・クローナに対する投機的圧力増大の結果このところ悪化をみている商業銀行の資金ポジションを維持するために採られた措置である」とコメントしている。

◇スウェーデン、スウェーデン・クローナの10%切下げを決定

1. スウェーデン中央銀行および政府は8月29日、同国のEC共同フロート離脱(「要録」別項参照)に伴い、スウェーデン・クローナを同国との貿易ウエイトを勘案した主要15ヵ国通貨(注)バスケットに対して10%切下げて即日実施する旨発表した。

(注) ロイター電によれば15ヵ国通貨の内訳は次のとおり。ドイツ・マルク、オランダ・ギルダー、ベルギー・フラン、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、フランス・フラン、フィンランド・マルカ、オーストリア・シリング、スペイン・ペセタ、英・ポンド、スイス・フラン、イタリア・リラ、日本・円、米・ドル、カナダ・ドル。

2. 本措置につきフェルデイン首相は「今回の切下げにより、スウェーデン産業の国際競争力を回復し、150～160億クローナと予想される本年の大幅な貿易収支赤字を縮小させることをねらいとしている」旨コメントしている。

◇スウェーデン、物価対策を発表

スウェーデン政府は8月29日、スウェーデン・クローナの10%切下げ(「要録」前項参照)と平仄を合わせ、大要次のような経済緊縮措置を実施する旨発表した。

(1) 価格を10月末まで、8月26日現在の水準で凍結する(ただし輸入価格上昇に伴う価格上昇分は凍結の対象外とする)。価格凍結解除後もその動向を厳しく監視する。

(2) 賃金税(注)を4%から2%へ引下げる(現在税率2%の非工業化地域の場合には廃止。78年1月1日以降実施)。

(注) 賃金の支払総額を課税標準として、雇用主が支払うもの。

◇ベルギー、1978年度予算案を発表

1. ベルギー政府は7月31日、1978年度(1～12月)予算

案を閣議決定し、発表した。同予算案の概要は以下のとおり。

- (1) 一般会計……歳入規模が9,322億フラン、対前年度当初予算比+11.4%と、77年度予算における伸び率(+19.1%)を大きく下回る一方、歳出規模については公共投資の拡大、雇用促進措置の実施(603億フラン、7万人の新規雇用増を目標)等を中心に9,561億フラン、同+14.3%と、ほぼ77年度予算並み(+16.3%)の増加を見込んだ結果、収支じりは239億フランの赤字となった(前年度は歳入・歳出とも8,367億フランの均衡予算)。
- (2) 資本金計(公共事業関連)……歳入規模は対前年度当初予算比22.5%増(77年度同12.7%増)、歳出規模は同23.6%増(77年度同18.3%増)、収支じりは1,251億フランの赤字。
- (3) 以上の結果、総合収支じり赤字は1,490億フランとなり、77年度当初予算を479億フラン上回っている。
- なお、本予算案作成の前提条件として実質成長率3%、インフレ率8%が想定されている。

2. 本予算案につきティンデマンス首相は、「引続きベルギー経済を圧迫している失業を減らし、主要産業部門の景況を回復させることをねらったもの(注)」とコメントしている。

(注) 今次予算案では失業を減らし景況を回復させるため、全体で2千億フランの公共投資(前年度比20%増)が予定されているほか、雇用促進につながる新規設備投資に対する付加価値税(従来5%)の免除、および前記603億フランの雇用促進措置等が決定されている。なお、上記措置の実施にともなう財源対策として、脱税防止対策の強化、相続税の引上げ、付加価値税体系の一部修正(従来18%と14%に分かれていた分を一律16%とする)ならびに引上げ等が実施されることとなっている。

ベルギーの1978年度予算案

(単位：億フラン、△印は赤字)

		1977年度 (当初予算)	1978年度	前年度比 増加率
一般会計	歳入	8,367	9,322	11.4%
	歳出	8,367	9,561	14.3%
	収支じり	0	△ 239	
資本金計	歳入	89	109	22.5%
	歳出	1,100	1,360	23.6%
	収支じり	△ 1,011	△ 1,251	
総合収支じり		△ 1,011	△ 1,490	

◇ポルトガル、緊縮経済措置を発表

ポルトガルは8月25日、要旨以下のような緊縮経済措

置を発表した。本措置は本年2月の緊縮経済措置(3月号「要録」参照)後も国際収支、物価面でさしたる改善がうかがえないため実施されたものとみられている。

- (1) ポルトガル中央銀行は公定歩合を8%から13%へ5%引上げ、26日から実施する。
- (2) エスクード相場を物価上昇率に応じて漸進的に切下げる(従来は主要取引相手国通貨に対するエスクードの実効為替相場を一定水準に維持してきたが、今後はそれを1ヵ月に1%程度切下げ<ポルトガル中央銀行 Constancio 副総裁発言>)。
- (3) 公共支出関係予算の削減、輸入割当の見直し、石油価格の引上げ等を検討する。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、貸出金利を引下げ

アジア開発銀行は7月29日、通常資本財源による貸出の金利を年8.7%から8.3%に引下げ、7月1日以降の融資承認分から適用する旨発表した(なお、特別基金財源による貸出については、従来どおり年1%の貸出手数料のみを徴収)。

本措置について同行では、世界銀行の貸出金利引下げ(4~6月融資承認分を年8.5%から8.2%に引下げたのに続き、さらに7~9月分は8.2%から8.0%に引下げ)に追隨したもので、最近の資金調達コストの低下を映じたものと説明。

◇ASEAN 第2回首脳会議の開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、8月4日~5日、第2回首脳会議をクアラルンプール(マレーシア)で開催した(第1回は昨年2月、インドネシアのバリ島で開催)。

本会議は ASEAN 結成10周年を記念して開かれたもので、討議の重点は①域内経済協力の具体化推進、②域外3か国(日本、豪州、ニュージーランド)、特に日本との経済協力関係の強化、など経済問題の調整に置かれた。

このため、各国首脳の基調演説は、域内経済協力促進による団結の強化を強調するとともに、日本との対話推進を力説したものとなり、「日本との対話は ASEAN 発展の重要な一里塚」(シンガポール、リー・クアンユー首相)との発言もみられた。

しかしながら、2日間の討議の結果、域内経済協力については、インドネシアの尿素肥料プロジェクト着工や域内特惠貿易(71品目)の実施時期および米の域内融通量

設定などで具体的目標を決定したにとどまり、最大の懸案事項である共同工業プロジェクトや域内特惠貿易問題については、6月末に開催された経済閣僚会議(8月号「要録」参照)の結果をほぼ追認するにとどまり、目立った進展はみられなかった。

一方、対インドシナ問題については、タイを除く各国が、平和共存の原則に基づくインドシナとの協調をうたったのに対し、カンボジアとの国境紛争問題等をかかえているタイは暗にインドシナを非難する発言を行い注目された。また、フィリピンが ASEAN 団結の強化の観点から永年マレーシアとその帰属を争ってきた東マレーシア、サバ州の領有権の放棄を表明した。

なお、最終日に採択された共同声明の要旨は以下のとおり。

- (1) ASEAN 加盟諸国間の政治・経済面での協調をうたった「バンコック宣言」(1967年)および「ASEAN 協和宣言(バリ宣言)」(1976年)を再確認し、これに基づき ASEAN を強力かつ結合力のある地域機構にするよう努力する。
- (2) ベトナム、カンボジア、ラオスを含む東南アジア地域のすべての国々と平和、互恵関係を発展させる。
- (3) 東南アジア平和・自由・中立宣言(1971年)の諸目的を再確認する。
- (4) ASEAN 共同工業プロジェクトについては、1978年央までにインドネシアの尿素肥料工場の建設に着手するほか、その他の4プロジェクトも速やかにフィジビリティ・スタディを完了させる。さらに追加7プロジェクト(注)についてもフィジビリティ・スタディを開始する。
- (5) 基礎的産品に関する協力につき、相互に供給と購買の優先権を与えることを承認する。米については需給協議機関を設置することとし、域内融通の初年度(1977年)分として53万トン確保する。また石油についても緊急融通制度の設置に合意する。
- (6) 71品目を対象とすることが決まった ASEAN 特惠貿易協定(本年2月調印)の各項を1978年1月1日以降全面実施に移す。
- (7) 先進諸国の間に広まっている保護貿易主義の傾向が ASEAN 経済に悪影響を及ぼすことを懸念し、そうした動きを直ちに中止するよう求めた。
- (8) ASEAN 共同工業プロジェクトに対し、先進諸国が最も有利な条件で資金援助を行うよう求めた。
- (9) 域外諸国、特に日本、EC、カナダ、豪州、ニュージーランドとの経済協力関係の強化に合意した。また、近く始まる米国との対話を歓迎した。

(10) 開催予定の ASEAN 首脳・福田首相会談では、特に ASEAN 産品の日本市場への進出、ASEAN 輸出産品の価格および所得の安定、ASEAN 共同工業プロジェクトへの融資等に期待。

(11) 8月6～8日に行われる日本、豪州、ニュージーランド各国首脳との会談は、ASEAN 域内経済協力およびこれら各国との経済協力関係の発展に大きく貢献するとの見解で一致した。

(注) ASEAN 共同工業プロジェクトは、昨年3月の ASEAN 経済閣僚会議において5プロジェクト(過磷酸肥料…フィリピン、尿素肥料…マレーシア、インドネシア、ソーダ灰…タイ、ディーゼル・エンジン…シンガポール)が決定されたのに続き、本年1月の ASEAN 工業委員会において次の7プロジェクトが追加された。

すず電解メッキ、新聞用紙…フィリピン
灰汁、漁業……………タイ
金剛加工工作機械……………マレーシア
電子部品……………シンガポール
重車両用タイヤ……………インドネシア

◇ASEAN 中央銀行、域内 swap 協定に調印

ASEAN 5か国の中央銀行は、第2回 ASEAN 首脳会議最終日の8月5日、同会議の開催地クアラルンプールにおいて、域内中央銀行総裁会議を開催し、swap facility 協定に調印した(即日発効)。

同協定の概要等は次のとおり。

- (1) 目的…一時的な外貨繰り難に陥った加盟国へのスタンドバイクレジット供与方式による資金援助。
 - (2) 資金規模…100百万米ドル(各加盟国20百万米ドルの均等出資)。
 - (3) 引出方式…swap 方式(引出国は自国通貨を他加盟中央銀行名義 account に振込みその対価として米ドルで資金供与を受ける。引出時、返済時の為替レートは同一)。なお、引出最高限度額は40百万米ドル。
 - (4) 引出期間…3ヵ月(ただし、1回だけロールオーバー可能、従って最長6ヵ月)。
 - (5) 金利…取引2営業日前における B I S 発表のユーロダラー金利を適用。
 - (6) 協定有効期間…1年間(ただし、相互の協定により更新可能)。
 - (7) 運営…特に本部機構を設けず、アルファベット順に各中央銀行の持回り制(最初はインドネシア)。
- 本協定は、域内経済協力推進の一環として本年初来検討されてきたもので、規模が極めて小さいなど実効性に問題も残っているが、今回の首脳会議の具体的成果として、その共同声明にも盛り込まれたことからもうかがわれるように、ASEAN の spirits of cooperation を内外に誇示する意味もあってとりあえず発足させることとし

たものとみられる。

◇ASEAN 拡大首脳会議の開催

ASEAN 5 か国は、ASEAN 第2回首脳会議直後の8月6日～8日、日本、豪州、ニュージーランドの域外3か国の首脳を招請し、引続きクアラルンプールにおいて、拡大首脳会議を開催した。

本会議は、ASEANが域内経済協力を推進するにあたって、経済的な結びつきの強いこれら近隣先進国との経済協力関係の緊密化を図ることが重要との観点から開かれたもので、ASEAN首脳と各3か国首脳との個別会談の形式がとられたが、事実上は日本・ASEAN首脳会談が最大の焦点となった。

日本・ASEAN首脳会談では、ASEAN側が第2回首脳会議においてまとめた経済協力や貿易問題等5項目についての対日要請を提示し、これに福田首相が答える形がとられた。

この中で同首相は、①日本とASEANの「心と心のふれあい」を重視していきたい、②双方対等な立場に立った上で、わが国はASEANの自助努力に協力する、との基本姿勢を述べたあとで、ASEAN共同工業プロジェクトに対する総額10億ドルの資金援助供与や域内文化協力促進への資金協力などを約束し、さらにASEAN諸国の輸出所得の安定化に関して共同検討を行う用意がある旨表明した。最後に会談の成果を盛り込んだ「日本・ASEAN共同声明」が採択された。

一方、ASEAN首脳と豪州およびニュージーランド首脳との会談においては、豪州が対共同開発プロジェクト援助の増額(5→15百万豪ドル)および二国間援助の増額(90百万豪ドル)を約束し、またニュージーランドも50百万ニュージーランド・ドル(向う5年間の対ASEAN援助を行う意図を表明した。

日本・ASEAN共同声明の要旨は以下のとおり。

- (1) 日本とASEANは、パートナーシップの精神をもって、双方の間に特別かつ緊密な経済関係を発展させていく。
- (2) 日本は東京ラウンドのわく内で、非関税障壁の軽減や一般特惠制度の改善などにより、ASEANの対日輸出増大努力を容易にする用意がある。
- (3) 日本はASEANの要望する輸出所得補償融資制度の設立に理解を示し、一次産品輸出所得安定化について共同検討を行うことに同意した。
- (4) 日本はASEAN共同工業プロジェクトに対し、企業化の可能性確認を条件として、総額10億米ドルの資金供与要請を好意的に考慮する。

(5) 日本は今後5年間に政府開発援助を2倍以上に増大する意向を再確認した。

(6) 日本とASEANは一次産品共通基金を迅速に設立する必要性を強調し、日本がASEAN産品をカバーする既存の国際商品協定に積極的に参加する努力を払うことを確認した。

(7) 日本とASEANは先進国における保護貿易主義を除去し、自由な国際貿易を進展させる必要性があることで意見の一致をみた。

(8) 日本はASEAN域内の文化協力促進のため、応分の資金協力をする用意がある。

(9) 日本は自立と連帯性を達成しようとするASEANの努力を支持し、ASEANは日本との間に特別に親密な友人としての関係が存在すると認める。

なお、拡大首脳会議後、福田首相は8月9日～18日の間、マレーシアを皮切りにビルマ、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピンの順に歴訪し、各国首脳と経済協力問題を中心に意見を交換し、二国間ベースでの円借款供与等の援助約束を行った。最後にマニラにおいて、今次東南アジア訪問を締めくくる形で、今後わが国の東南アジア政策の柱となる「マニラ声明」(いわゆる「福田ドクトリン」)を発表した。各国との援助約束事項の内容およびマニラ声明の概要は次のとおり。

(1) 援助約束事項

○円借款…総額1,315億円(注)

マレーシア…210億円(第4次円借款)

タイ…275億円(第5次円借款)

フィリピン…275億円(第6次円借款)

インドネシア…債権国会議(IGGI)のわく内で490億円。別わくで米輸入用65億円。

(注) 6月コミット済みの対ビルマ285億円を除く。

○食糧増産援助(無償)…総額41億円

タイ…9億円、フィリピン…13億円、インドネシア…13億円、ビルマ…6億円

○その他無償援助…総額約36.4億円

タイ…東北タイ職業訓練センター(10億円)

フィリピン…水理研究センター(6億円)

インドネシア…家畜衛生研究センター(6億円)、国内通信施設整備(2.4億円)、ビルマ米無償供与(4.5百万ドル<約12億円>)

○今後協力の検討を約束した事項

マレーシア…東西マレーシア間の海底ケーブル敷設計画調査

タイ…農業、医療の普及を目的とする総合プログラムの実施

フィリピン…一貫製鉄工場、銅精錬所、石油化学工場、原油中継基地、新聞印刷用紙工場の建設

インドネシア…原油中継基地建設、LNGプロジェクト拡張、ジャワ中央病院建設

シンガポール…日本・シンガポール技術訓練センター、サイエンス・センターの建設

ビルマ…精米工場、尿素肥料工場等5プロジェクトの建設

(2)「マニラ声明」の概要

わが国の今後の東南アジア外交の基本方針として、次の3項目を掲げ、これを力強く実行していく旨表明した。

- わが国は、平和国家として、軍事大国にならないことを決意し、東南アジア、ひいては世界の平和と繁栄に貢献する。
- わが国は、政治、経済のみならず、社会、文化等広範な分野において東南アジア諸国と真の友人として、心と心のふれ合う相互信頼関係を築きあげる。
- わが国は、「対等な協力者の立場」に立って、ASEAN諸国の連帯と強じん性強化の自主的努力に積極的に協力し、またインドシナ諸国とは相互理解に基づく関係の醸成をはかり、もって東南アジア全域にわたる平和と繁栄の構築に寄与する。

◇韓国銀行、外銀とのスワップ取引を規制

韓国銀行はこのほど、外準対策として実施してきた外国銀行国内支店とのスワップ取引の限度わくを7月14日現在の取引残高で(注)凍結することを決定した。

本措置は、外貨準備が累増しているうえ、マネーサプライが急増している状況にかんがみとられたもの。

(注) 3億ドル。なお、これまでの取引限度は本年1月以降各行の国内における外貨貸出残高にリンクされていた。

◇韓国、外資導入認可基準を変更

韓国政府は8月1日、条件の不利益な小額、短期の外資導入抑制および、外資の効率的利用を図ることを目的に以下のとおり外資導入認可基準を変更し、即日実施した。

(1) 各借款形態(注)に共通する認可条件

イ. 借款金額…1件当たり3百万ドル以上のもの(従来20万ドル以上)。ただし、合併企業の資本財借款については従来どおり。

ロ. 償還期間…資本財借款は7年以上(従来3年以上)。ただし、乳牛、中古船など国際慣例上長期借

款が供与されない特殊品目は7年未満でも認める。インパクト・ローンは5年以上(従来2年以上)、原材料借款は3.5～5年(従来7年以上)。

ハ. 金利…LIBOR+2%以下のもの(従来どおり)。

ニ. 手数料…1.5%以下(約定手数料を除く、従来どおり)。

(2) 借款形態別認可条件

イ. 資本財借款

①重化学工業、電源開発、輸出産業、観光ホテル業、その他重要産業を優先的に認可する(追加)。

②頭金の支払は自己資金または国内外貨貸によるものに限る(追加)。

ロ. 原材料借款…以下の品目であって、国内での資金調達が困難な場合に限る(①、③、④を追加)。

①国際価格の変動が予想される原材料で、備蓄が適当と認められる品目。

②長期原材料供給契約により輸入する品目。

③防衛産業に必要とされる重要品目。

④その他国民生活に緊要な物資。

ハ. 現金借款…以下の用途に限る(①～③を追加)。

①延払い輸入のための頭金支払…ただし、自己資金または国内外貨調達が難しい場合。

②技術料支払。

③すでに導入した借款のより有利な条件のものへの乗り替え。

④政府投資機関の事業、重化学工業、電源開発および観光ホテル事業(追加)のための国産資機材の購入資金(ただし、国内資金調達が難しいと判断された場合に限る)。

(注) 現金借款(インパクト・ローン)、資本財借款(期間3年以上の資本財輸入延払信用)、原材料借款(同原材料輸入延払信用)に3分類されている。

◇台湾、投資奨励条例を改正

台湾ではこのほど、鎮静している民間投資を刺激し、これによって現行6か年経済建設計画に沿った経済発展を図るため、「投資奨励条例」を改正した(7月26日公布)。主な改正点は以下のとおり。

(1) 生産事業は営業開始日から5か年間法人所得税の免除を受けることができる(従来どおり)が、資本または技術集約的な重要産業については、その免税開始期間の起算日を1～4年間繰延べることができる。

(2) 生産事業の法人所得税および付加税の総額は当該事業の年間所得税額の25%以下とする(従来30%以下)。

(3) 法人企業は払込資本金の50%の範囲内で利益を内部

留保できる(従来どおり)が、重化学工業、その他奨励事業の企業は払込資本金の範囲内で内部留保することができる。

(4) 77年1月以降、株式を公開上場し、かつ全部記名式に改めた株式会社は、公開上場した年度から3年間、法人所得税の10%を軽減される。

(5) 個人株主の取得する配当金については24千円(従来6千円)までは所得税を免除する。

◇タイ投資委員会、一貫製鉄所建設への政府出資を認可

タイ投資委員会(Board of Investment)は6月27日、タイ工業金融公社(Industrial Finance Corporation of Thai)から申請の出されていた一貫製鉄所建設(チョンブリ地区)への政府出資(出資比率20%)を認可した。

本建設計画は、総投資額100億バーツ(約4.9億ドル)で、還元鉄工場、圧延工場、鋳造工場等の一貫製鉄所(粗鋼ベース年産、当初90万トン、最終目標120万トン)を4年以内に建設する予定となっており、出資分担は政府のほか、工業金融公社10%、IFC10%、国内民間鉄鋼会社20%、外資40%が予定されている。

本計画の目的について工業金融公社は、①輸入代替(現在のタイ国内の粗鋼需要は年間約100万トン、今後も年率約7%の増加見込み)による外貨節約(年間約200億バーツ<9.8億ドル>程度)、②関連産業の振興および雇用機会の創出(本計画完成の時の従業員規模は約8千人)等を挙げており、国益に多大の貢献をすると思われることから、国家プロジェクトとして推進されることになったものと説明している。

◇インド、1977年度予算案を発表

インド政府は6月17日、1977年度(1977年4月~1978年3月)予算案を議会に提出した。ジャナタ政権成立後初の予算案提出にあたってパテル蔵相は、76年度の農業生産が、前年度比5~6%の低下(前年度は記録的な豊作)と予想されるために、工業生産の拡大(前年度比+10%)にもかかわらず、76年度実質GNP伸び率は2%以下と、前年度(8.5%)を大きく下回るものとの見通しを前提に77年度予算案では農業生産拡大に重点を置くとともに、雇用の促進、所得較差是正など新政権が選挙中に発表した公約を極力盛り込んだ旨の説明を行った。本予算の概要は以下のとおり。

(1) 歳出面では、非必需支出(防衛費<前年度比+8.2%>、行政費<同+13.5%>等)を抑制したものの、村落部振興の見地から、農業・中小企業に対する開発支出を拡大したことに加え、経済成長率確保を目的と

して電力・港湾・道路等インフラ部門への補助に重点を置いたため、経済開発関係支出(経常・資本勘定合計)が前年度比+27.3%と大幅に増加したことから、歳出全体では20.0%とほぼ76年度(前年度比+20.2%)並みの伸びとなった。

(2) 一方、歳入のうちまず歳入面では、所得較差是正の見地から個人所得税の課税最低額を上げたほか、村落部の小規模産業の製品に対する税制上の優遇等が図られたが、これらの減収分を補てんするため、所得税加重税率(10→15%)や富裕税率の引上げ等が行われた結果、租税収入は前年度比+14.4%と76年度(前年度比+15.9%)並みとなる見込み。しかしながら、歳入面以外で国債の増発(前年度比+86.9%)、外国援助受入れ(ネット89億ルピー、前年度比+9.7%)および外貨準備からの取崩し分(80億ルピー)等によって大幅な

インドの1977年度予算案

(単位・億ルピー)

		1976年度 当初予算	1977年度	前年度比 増減(%)
歳 出 本 勘 定	一 般 支 出	451.0	508.5	12.7
	社会福祉関係費	57.8	71.3	23.4
	経済開発関係費	116.9	177.5	51.8
	州政府交付金等	143.3	191.4	33.6
	計	769.0	948.7	23.4
	経済開発関係費	151.6	164.4	8.4
	うち 鉱・工業	90.1	113.2	25.6
	運輸・通信	42.3	48.6	14.9
	電力	13.8	18.7	35.5
	州政府等への貸付金	339.1	380.1	12.1
その他とも計	528.0	608.1	15.2	
合 計	1,297.0	1,556.8	20.0	
歳 入 本 勘 定	租 税 収 入	788.3	902.1	14.4
	州政府への還付	(-) 162.6	(-) 180.2	10.8
	税 外 収 入	196.2	233.5	19.0
	その他とも計	821.9	955.4	16.2
	州政府等貸付金の回収	149.7	180.3	20.4
	国 債 発 行	53.5	100.0	86.9
	外国援助受入れ(ネット)	81.5	89.4	9.7
その他とも計	442.3	594.2	34.3	
合 計	1,264.2	1,549.6	22.6	
収支じり(△は赤字)		△ 32.8	△ 7.2	- 78.0

歳入増が図られていることから、歳入総額は、前年度比+22.6%と76年度(前年度比+20.4%)をかなり上回る伸びとなった。

- (3) このため、經常・資本勘定の合計収支赤字額は、7.2億ルピーと前年度(当初予算32.8億ルピー)を大幅に下回る見込み。

◇インド債権国会議の開催

世銀主権によるインド債権国会議が7月4、5日の両日、パリにおいて開催(米国、西ドイツ、日本等援助国13か国およびIMF等国際機関の代表が参加)され、インドに対して77年度中(77年4月~78年3月)総額約20億ドルと前年度(17.6億ドル)を若干上回る援助を行うことが決定された。

会議終了後発表されたコミュニケにおいて、債権国側はインドの76/77年度穀物生産が好調(111百万トン)であったことに加え、工業生産の成長率も10%に達したこと等から輸出促進、輸入抑制を柱とするインド政府の経済政策が概してうまく運営され外貨準備高も非常に好ましい水準にあることを高く評価するとともに、今後はこれらの好条件を基礎に持続的な経済成長をとげるため引続き投資の拡大、適切な輸入政策の実施を計り、併せて農村部の開発、人口増加抑制等にも注力することを強く希望する旨表明。

◇パキスタン、1977年度の輸入政策を発表

パキスタン政府は6月29日、1977年度(77年7月~78年6月)の輸入政策を発表し、1972年度以来進めてきた機械、スベア部品、原材料の輸入自由化を国内産業保護のわく内できさらに促進する旨を明らかにした。本措置の概要は次のとおり。

(1) 措置の概要

- イ、これまで綿繊維産業のみを対象に認めてきた設備の近代化および更新を目的とする機械類の輸入を、羊毛、合織、ジュート等全繊維産業について認める。
- ロ、スベア部品の輸入限度額を1企業当り2.5万ルピーから5万ルピーに上げる。
- ハ、従来石けん製造業者にのみ認めてきた牛脂の輸入を一般の輸入業者についても認める。
- ニ、ガス会社によるガスタンクの輸入を認める。
- もっとも、国内産業保護、育成の観点から局部的ながら、①電気モーターに対する輸入関税を、これまでの72.5%から85%へ引上げる(輸入は従来通り自由)、②ユーザーによる合織糸の輸入限度量を引下げるなど

の措置も合わせて実施することとしている。

(2) 背景等

同国の貿易収支は、昨年の綿花減産に伴う原綿および綿製品の輸出不振、開発関連資材を中心とする輸入の増大などから大幅赤字(76年△969百万ドル、77年1~3月△288百万ドル)を続けているが、同国政府は、国内生産の増強や輸出の拡大をはかるため、こうした貿易収支動向にもかかわらずさらに自由化の促進に踏切ったとしている。

◇イスラエル、為替レート切下げを実施

イスラエル政府は、8月1日および8月11日の両日、同国通貨イスラエル・ポンドを主要5通貨バスケット・レート(51年8月号「要録」参照)に対してIMF方式で通算3.76%(8/1 1.87%、8/17 1.93%)切下げた(対バスケット・レート、9.98イスラエル・ポンド→10.37イスラエル・ポンド)。

同国では、外国為替市場での投機を回避しつつ貿易収支の改善を図る見地から、1974年11月以降本年7月18日まで通算21回にわたり小刻み切下げを実施してきたが、今回の措置もその一環とみられる。

◇豪州、為替レートの小幅切下げを実施

豪州準備銀行は8月3日、昨年11月末の豪ドル大幅切下げ以降初の切下げ(通貨バスケットに対し1.5%<IMF方式>)を実施した。同準備銀行が発表した対米ドル為替レートは次のとおり(1豪ドル当り)。

切下げ前	切下げ後
1.1211米ドル	1.1053米ドル

豪ドルの為替レートは、昨年11月29日の大幅切下げ(17.5%)以後、数回にわたり小刻みな切上げ調整が行われてきたが、今回小幅ながら切下げを行ったのは、①国際収支総合収支じりが資本収支黒字の大幅減少を主因として赤字幅を拡大(6月△217、7月△301各百万豪ドル)したこと、②これを映じ外貨準備が豪ドル・レート大幅切下げ前の水準(76/10月末23.6億豪ドル)にほぼ匹敵する低水準(77/7月末23.7億豪ドル)にまで落込んできたこと、等に対処したものとみられている。

◇豪州、保有金を再評価

豪州準備銀行は8月11日、同行保有の金資産を市場価格により評価替えした(フランス、イタリア、メキシコに続き4番目)旨発表した。

- (1) 従来のSDR建てからロンドン自由金市場における月平均ドル建価格により再評価し、これを月末の対米

ドル・レートを基準として豪ドル建て表示。

(2) この結果、同行保有の7月末金準備残高は275百万豪ドルから958百万豪ドルに増加(同行保有金75百万オンスを1オンス=36.60豪ドルから1オンス=127.76豪ドルに評価替え)。

同国では8月3日、最近の外貨準備の減少(減少額6月中280百万豪ドル、7月中258百万豪ドル)等に対処して豪ドルの切下げを実施したが、切下げ幅が極めて小さかった(IMF方式1.5%)こともあり、かえって思惑を誘発する結果となった。このため9日には為替投機に対する心理的抑制効果をねらってユーロ・ダラー取入れ計画(約3億米ドル)を発表したが、今回の措置も同様のねらいからとられたものとみられる。

◇豪州連邦労働調停仲裁委員会、4～6月につき部分的賃金インデクセーションを実施

豪州連邦労働調停仲裁委員会は8月22日、4～6月の消費者物価上昇率(+2.4%)に見合う賃金インデクセーションとして、一律2.0%の部分的(partial)賃上げを認める裁定を下し、即日実施する旨発表した。

同国では、今回のインデクセーションに対して、政府、経営者側は賃金据置を主張、一方労組側はフル・インデクセーションを要求するなど特に対立が激しかっただけに裁定の成行きが注目されていた。なお、同委員会は今回、一律に2.0%のインデクセーションを実施した理由として、本年3月および5月の裁定時に採用した、いわゆるプラトー・インデクセーション(低所得者層の賃上げを優遇する方式、5、6月号「要録」参照)に対する高所得者層の不満が高まったためと説明している。

◇ニュージーランド、1977年度予算案を発表

ニュージーランド政府は、7月21日、1977年度(77年4月～78年3月)予算案を議会に提出した。その内容をみると、歳入面では所得税の大幅な自然増収を見込んでいるものの、歳出面では景気刺激よりも社会保障の充実にウェイトをおき、財政赤字幅の縮小を図っているなど、前年度に引続きインフレ抑制を主眼としたものとなっている。なお、本予算案の発表に当り、マルドーン首相兼蔵相は、国際収支は過去1年半の間にかんがりの改善をみたものの依然インフレの克服とともにニュージーランド経済にとって重要課題の一つとなっていることを指摘、その改善策として、①輸出向け生産の増強、②輸入代替産業の開発促進、③乏しい国内資源、特に輸入資本財の有効的な利用に重点をおいたことを強調している。本予算の規模および主要施策は次のとおり。

(1) 予算規模

歳出は、産業開発費(+4%)、運輸・通信施設費(+0.6%)等が極力抑えられているものの、社会保障費(+31%)、一般行政費(+19%)が大幅に増大するため、5,350百万NZドルと前年度実績比+18.8%(前年度当初予算比+16.4%、もっともインフレ率を勘案すれば実質的な伸び率は低い)。一方歳入は好調を取戻しつつある輸出部門を中心に所得税の自然増収が見込まれることに加え、酒・たばこ税の引上げもあって4,968百万NZドル、前年度実績比+24.3%(前年度当初予算比+32.5%)と歳出を上回る伸びを見込んでいる。この結果、財政赤字は382百万NZドルと前年実績(506百万NZドル)を下回ることが見込まれている。なおこの赤字はユーロ資金の導入、国債発行などにより賄われる予定。

(2) 主要施策

イ. 社会保障・福祉

(i) 国民老令年金の増額(60才以上の夫婦の場合、平均賃金の70%<約週70NZドル>→週82.72NZドル、独身者の場合、夫婦の受給額の6割<週約40NZドル>→週49.64NZドル)

(ii) 困窮者(身障者、寡婦、孤児等)に対する所得保障給付金の増額(基本給付、夫婦週60.36→68.84NZドル、独身者週36.22→41.30NZドル)

ロ. 農林漁業振興対策

(i) 牧場用地開発ローンを新設(163百万NZドル)するほか、衛生管理を目的とした設備、機械類の購入資金に対し7～10%の補助金を供与。

(ii) 林産業奨励のためのローンわく拡大(600→900NZドル/ha)

(iii) ニュージーランド製漁船の購入資金の40%を特別利子で融資。若年漁業従事者が初めて漁船を購入する際の特別融資比率の拡大(60%→80%)。

ハ. 製造業振興策

輸出貢献製造業者が輸出品生産のため購入する生産設備、機械類につき減価償却率を引上げ(20→40%)のほか、当該業者が販売する生産設備、機械類については販売税(10%)を免除。

ニ. エネルギー資源対策

(i) 政府は本年も民間石油会社と提携して海底油田探査を行うほか、内陸部でのエネルギー資源開発を推進するため政府100%出資の会社を設立する。

(ii) 天然ガス利用促進のため家庭用ガス器具購入に対し以下の優遇措置を実施。

家庭用ガス器具、用品の輸入関税引下げ

同器具購入ローンに対する利子補給(400NZドルまでは4年間無利子)

(イ) エネルギー資源節約のため、78年1月以降許可される新住宅の建築には断熱材(Insulation)の使用を義務づけるほか、通勤時の個人乗用車共同利用制度を促進する。

(ロ) 天然ガス以外のエネルギー資源消費を伴う下記機器に対する販売税の新設(77年7月22日より実施)。

石油製品	1.5セント/ℓ
エア・コンディショナー	30%
衣類乾燥機	20

ホ. 対外援助

(イ) 開発途上国に対する援助(51百万NZドル)

(ロ) ASEAN 諸国との共同プロジェクトに対する援助資金の増加

(ハ) 開発途上国からの手工芸品に対する免税措置の実施

ニュージーランドの1977年度予算案

(単位・百万NZドル)

		1976年度 (実績)	1977年度	前年度比 増加率 %
歳 出	一般行政費	388	462	19.0
	外交・国防費	289	329	14.0
	教育費	699	796	13.8
	産業開発費	428	447	4.4
	運輸・通信施設費	235	237	0.6
	社会保障費	1,159	1,522	31.3
	保健・医務費	689	805	16.8
	債務償還・政府事業費	408	475	16.5
	その他とも計	4,504	5,350	18.8
	歳 入	税	3,845	4,756
うち所得税		2,829	3,570	26.2
売上税		353	408	15.6
関税		253	293	15.8
その他とも計		3,998	4,968	24.3
収支じり		△ 506	△ 382	—

◇ニュージーランド、貯蓄銀行の預金金利自由化等を実施

ニュージーランド政府は7月21日、物価抑制に重点を置いた77/78年度予算案の発表とあわせ、過剰流動性の吸収を主なねらいとして、貯蓄銀行の預金金利自由化、国債の新規発行レート引上げ、インフレスライド貯蓄債の発行等の金融措置を発表、翌22日実施した。本措置の

概要は次のとおり。

(1) 貯蓄銀行の預金金利を自由化し、従来の上限規制(注)を撤廃(商業銀行の金利自由化はすでに昨年3月実施済み)。

(注) 普通預金 3.0%、定期預金 6か月 5.5%、1年 7%、2年 8.0%

ただし、金利変更の際して信託貯蓄銀行(Trustee savings banks)は準備銀行に、また、郵便貯蓄銀行(Post Office Savings Bank)は大蔵大臣に報告し、その同意を必要とする。

(2) 大蔵省証券、国債、地方債の発行レートを次のとおり引上げる(単位・%、国債については1年ものを新設)

大蔵省証券	
3か月もの	4.0→7.0
6 "	4.5→7.5
国債	
1年(新設)	9.5
2年	5.25→10.0
5年	6.75→10.0
10年以上	8.0→10.0

地方債

1年以上 9.5→10.5(上限)

(3) 小口預金者をインフレによる目減りから保護するため以下のようなインフレスライド貯蓄債(inflation adjusted savings bond)を発行する。

償還期間 5年以上

償還金額 元本×(1+期間中の消費者物価上昇率)

利子 年利2%(課税対象)

購入対象者 年齢7才以上の個人のみ

購入限度額 5千NZドル(ただし年間1千NZドル以内)

◇パプア・ニューギニア、為替レートを切上げ

パプア・ニューギニア政府は8月4日、同国通貨キナの対豪ドル・レートを1.0%(IMF方式)切上げた。切上げ後の為替レートは次のとおり(1キナ当り)。

切上げ前	切上げ後	切上げ率
		<IMF方式>
1.1335豪ドル	1.1450豪ドル	1.0%

今回の措置は、キナが豪ドルにリンクしていることから8月3日の豪ドル切下げ(IMF方式1.5%)によってキナも豪ドルを除く主要通貨に対し自動的に切下げられ実勢以上に弱い形となったため、「主要貿易相手国通貨

に対するキナの価値を維持するため」(チャン蔵相)に実施したものの。

共産圏諸国

◇ソ連、1977年上半期の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は8月下旬、本年1～6月の貿易実績を発表した。それによると、輸出が前年同期比+21.3%(前年同+13.6%)と好伸した一方、輸入は同+6.1%(前年同+11.9%)と伸び悩み、この結果貿易収支はわずかながら黒字を記録した(0.3億ルーブル、前年同期△18.7億ルーブル)。

1. 対コメコン諸国貿易

(1) 輸出は年初の原油価格引上げに加え、東欧諸国向け穀物輸出増もあって前年同期比+23.6%(前年同+6.8%)と大幅な伸長を示した(相手国別にはルーマニア<同+36.4%>、ポーランド<同+26.5%>向けの伸長が目立つ)。

(2) 輸入は前年同期比+14.4%と前年(同+6.8%)を上回る伸びをみた。

(3) この結果、貿易収支は前年同期(△0.8億ルーブル)とは様変りに5.7億ルーブルの黒字を記録した。

2. 対西側先進諸国貿易

(1) 輸出は前年同期比+11.0%(前年同+38.8%)と伸び悩んだ。これは大宗を占める石油、天然ガスの増産テンポの鈍化に伴い、輸出余力が低下したためとみられる(ちなみに石油、天然ガスのウエイトが高いEC向け輸出同+2.4%、前年同+66.7%)。

(2) 輸入は前年同期比-7.9%と前年(同+27.9%)とは様変りに減少を示した。これは穀物の大幅減少(3大穀

物輸出国<米国、カナダ、豪州>からの輸入同-32.7%)に加え、資本財も落込んだ(資本財輸入ウエイトの高いECからの輸入同-5.3%)ことによるものである。

(3) この結果、貿易収支赤字は13.8億ルーブル(公定為替レートによる換算18.6億ドル)と前年同期(△22.5億ルーブル<同△29.7億ドル>)を4割方下回った。

ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内)
前年<同期>比増減(-)率・%

		1976年	うち 1～6月	1977年 1～6月
対 世 界	輸 出	28,022 (16.6)	13,256 (13.6)	16,085 (21.3)
	輸 入	28,763 (7.8)	15,128 (11.9)	16,052 (6.1)
	収支(△)じり <前年実績>	△ 740 <△ 2,637>	△ 1,872 <△ 1,853>	33 <△ 1,872>
対 コ メ コ ン 諸 国	輸 出	14,933 (11.7)	7,140 (6.8)	8,827 (23.6)
	輸 入	13,892 (7.8)	7,215 (6.8)	8,256 (14.4)
	収支(△)じり <前年実績>	1,041 < 478>	△ 75 <△ 65>	572 <△ 75>
対 西 側 先 進 諸 国	輸 出	7,834 (27.6)	3,627 (38.8)	4,026 (11.0)
	輸 入	10,827 (11.6)	5,872 (27.9)	5,410 (- 7.9)
	収支(△)じり <前年実績>	△ 2,992 <△ 3,564>	△ 2,245 <△ 1,976>	△ 1,384 <△ 2,245>